

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月19日	
条例の題名	三重県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等を定める条例		公 布 日	平成11年7月1日
条 例 番 号	平成11年三重県条例第35号		直 近 改 正 日	なし
所管部局課	健康福祉部長寿介護課		電 話 番 号	059-224-3327
条例の概要	介護保険法第185条第1項に基づき、三重県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等を定めるものである。		条例の 類型	法執行型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	条例制定時より要介護認定者数は倍増しており、介護保険審査会の必要性は年々高まっており、条例の目的は妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	委員の定数等に関する事項は、介護保険法第185条の規定により条例で定める必要があり、審査会の必要性は年々高まっていることから公的な関与を行っていく必要がある。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	審査請求は、毎年、数件出てきている。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	委員の定数等に関する事項は、介護保険法第185条の規定により条例で定める必要がある。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	介護保険法第185条	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい		
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	公益を代表する委員の定数は、県内9圏域に各3名ずつ必要で、計27名は妥当な数である。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	介護保険の対象者は年齢により限定されているが、高齢者福祉の増進という公益上問題ないと考える。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無
				無